

産業保健情報誌

産業保健

# こうち

(旧称 よさこい)

産業医・産業看護師・衛生管理者等の産業保健関係者を適切に支援します

2007.5

第18号



独立行政法人 労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

	ご挨拶 雇用情勢改善への取り組み
1	高知県経営者協会 会長 岡内 紀雄
	労働衛生工学シリーズ 防じんマスク着用の注意点
2	高知産業保健推進センター基幹相談員 門田 義彦
	相談員の窓 斜め読みしたメタボリックシンドローム
4	高知産業保健推進センター基幹相談員 坪崎 英治
	高知労働局からのお知らせ 県内の労働者の安全と健康確保に関する情勢
6	高知労働局労働基準部安全衛生課
	男女雇用機会均等法が変わりました
8	雇用均等室
	快適職場づくりの進め方
10	高知快適職場推進センター
	受けよう!快適職場推進計画の認定を
11	高知快適職場推進センター
	関係機関・団体からのお知らせ 産業医の選任でお困りではないですか?
	高知市医師会産業医部会
	事業主支援ワークショップとは?
12	高知障害者職業センター
	お知らせ
13	産業医学研修会のご案内
14	産業保健セミナーのご案内
15	産業看護職研修会のご案内
16	復職支援ワークショップのご案内 / 産業保健相談員勤務表
17	産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書
18	高知産業保健推進センター相談員のご紹介
19	メールマガジンの配信希望案内について
20	助成金のご案内

# 雇用情勢改善への取り組み

高知県下の景況については、総じてみると、一部に明るい動きがうかがえるものの、依然として盛り上がり欠ける状況が続いており、雇用失業情勢についても、平成18年10月には県下の有効求人倍率が0.44倍で全国最下位になるなど、大変厳しい状況が続いています。

さて、高知県経営者協会は、昭和21年2月の設立以来これまで、主として、人事・労務・教育等企業の「人」にかかわる労働問題専管団体として取り組んできました。

特に近年は、厳しい雇用情勢に対応して、雇用の問題を最重要課題として取り上げ、平成14年7月には、当協会内に、就職促進を支援する専門部署として、「こうち求職活動支援室」を設け、労働局・県等関係機関と連携をとりながら、若年者や中・高年齢者のしごと体験講習、高校生や一般求職者向けの企業合同説明会の開催など積極的な各種就職促進の支援事業を展開しています。

また、平成16年5月からは、高知県就職支援相談センター(愛称「ジョブカフェこうち」)の運営の事業委託を高知県から受け、若年者を中心に、就職相談、高校・大学・地域への出張相談、職業適性検査、能力アップセミナー等に取り組んでいます。

さらに、平成17年3月には無料職業紹介事業の許可を受け、相談から就職斡旋までのワンストップサービス体制を整え、文字どおり若者就職支援の拠点として好評価をうける成果をあげています。

[ 18年度実績(19年2月末現在)...来所者数10,837人、求人数2,109人・求職申し込み者数1,002人でジョブカフェこうちでの求人倍率2.01倍、就職紹介者数523人、就職決定者数129人 ]

雇用失業情勢は、産業構造によるところ大であると言われており、この改善のためには企業誘致等の産業振興は当然のことではありますが、就職促進の支援について、地域・関係機関が一体となった継続的な取り組みが必要であると考えています。

当協会は、日本経済団体連合会の地方組織として、これまで培ってきた労働局・県をはじめ関係機関さらには県下の経済団体との良好な連携を通じて、高知県就職支援相談センター事業を中心に、高校生、就職指導の先生方、保護者、若年求職者等幅広い対象を視野に入れ、積極的に雇用失業情勢の改善に取り組んでいきたいと考えています。



高知県経営者協会 会長  
岡内 紀雄

# 防じんマスク着用の 注意点



労働衛生工学相談員  
門田 義彦

防じんマスクなどは、日常的に使用しているうちに、つい安易に着用してしまいます。間違って使用すると、効果が期待できなくなったり、健康障害をひきおこしたりします。防じんマスクを使用する際に、確認する注意点を以下にあげます。作業場ごとに責任者を決めて、これらの指導や管理にあたるようにしてください。

- 着用者が着用目的をしっかりと理解しているか？
- 作業場の環境に適合したものを選択しているか？
- 着用者は正しく着用しているか？
- フィルターの交換や保管など管理が十分にできているか？

防じんマスクの着用目的は、鼻や口から粉じんや固体の有害物質を、体内に取り込まないようにすることです。空気中に漂っている粉じんなどは微細で、肉眼ではなかなか見ることはできません。こういった微細な粒子が、体内の奥深くに侵入して、じん肺などの病気を引き起こします。たとえタオルで口と鼻をおおっても、微細な粒子は生地をすり抜けてしまうので、効果は全くありません。

防じんマスクは、固体粒子を対象としています。酸欠空気や、有害な蒸気・ガスに対しては全く効果がありません。塗装作業場で、使い捨て式の防じんマスクを着用しているのを見かけますが、たとえ活性炭を使っても防臭目的ですので、有機溶剤蒸気には効果がありません。塗装場では、有機溶剤用の防毒マスクを使用してください。また、蒸気・ガスと粉じんが同時に存在するような作業場では、防毒マスク吸引缶の前に装着する防じんフィルターや防じん防毒兼用マスクを使用してください。

防じんマスクの選定は、必ず国家検定合格品からするようにします。花粉対策のマスクなどは、

作業場の粉じんに対しては効果がありません。国家検定合格の防じんマスクには合格標章がはり付けられていますので確認してください。

防じんマスクの種類は、構造上、使い捨て式(記号 D)、取り替え式(記号 R)及び電動ファン付のものがあります。これらは、有害物質の種類や粉じん濃度及び作業内容に応じて選択してください。

フィルターには粉じんの捕集効率による等級があります。捕集効率が99.9%以上は区分3、95.0%以上は区分2、80%以上は区分1となっています。また、捕集効率を試験する際に使用した粒子により、記号LとSで区分されています。作業場の粉じんに混じってオイルミストなどがあり、湿った雰囲気の場合は、記号L(リキッド)のものを選択してください。

またマスクにはサイズがあるので、顔の大きさにそれぞれ適合したサイズのマスクを選択しましょう。

マスクの一般的な選択の目安としては、表に示すものがあります。

表 防じんマスク選択の目安

粉じん等の種類及び作業内容	使用すべきマスク	
	オイルミスト等がない場所	オイルミスト等が混在する場所
放射線物質がこぼれた時等による汚染のおそれがある区域内の作業又は緊急作業 ダイオキシン類のばく露のおそれがある作業 石綿取扱い作業(レベル3で発じんが少ない場所に限りRS2,RL2も可) その他上記作業に準ずる作業	RS3,RL3	RL3
上記以外の粉じん作業のうち以下のもの 金属のヒューム(溶接ヒュームを含む)を発生する場所における作業 管理濃度が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下の物資の粉じんが発生する場所における作業 その他上記作業に準ずる作業	RS2,RS3 DS2,DS3 RL2,RL3	RL2,RL3 DL2,DL3
上記以外の粉じん作業	RS1,RS2,RS3 DS1,DS2,DS3 RL1,RL2,RL3 DL1,DL2,DL3	RL1,RL2,RL3 DL1,DL2,DL3

「粉じんマスクの選択、使用等について」平成17年2月基発第0207006号を一部変更

マスクの着用は、あごのほうからマスクを顔面にあてて、締めひもを締めるようにします。この時、締めひもは緩すぎてもまた強く締めすぎてもいけません。

取替え式や電動ファン付きのマスクを着用した際には必ずフィットテストを実施するように習慣づけましょう。フィットテストは、フィルター以外の部分から空気の漏れ込みがないか密着性を確認するものです。これには、着用後、まずフィルターなどの空気流入部分をフィットテスターで覆います。フィットテスターがない場合には、手のひらでフィルター部分を完全に覆ってください。この状態で息を吸ったときに、空気が吸引されず、マスクが顔に張りつくのが確認できれば、密着性の状態は良好で正しく着用できています。マスクに漏れがあったまま気がつかず、有害な場所で作業をすると危険です。ただし、使い捨て式のものには構造上、フィットテストができません。使い捨て式のもは軽くて作業しやすいことから現場でよく使われますが、密着性の確認ができませんので、石綿などの有害性の高い粉じんのある現場では使用しな

いでください。

フィルターの交換は定期的に行いましょう。交換時期については作業環境測定結果などを参考にしてください。定期的な交換をするために、管理者はフィルターの交換時期を記録してください。また交換時期前でも目詰まりして通気が悪くなったときには、早めに交換するように指導しましょう。

マスクの保管は、ホコリのない乾燥した場所に行ってください。直射日光の当たる場所、高温となる場所及び粉じん作業場内は避けてください。また締めひもをフックなどにかけて、マスク本体を吊すのはやめましょう。締めひもの弾力が失われ、着用したときの密着性が失われてしまいます。保管例として、マスクが入る大きさの食品保存用密閉容器や密閉袋などに乾燥剤とともに保管する方法があります。

以上防じんマスク選択、着用における注意点を挙げましたが、作業場に合ったマスクの選択や着用訓練については、お気軽に当センターに相談してください。



# 斜め読みした メタボリックシンドローム



産業医学相談員 坪崎 英治

この一年ほどの間でメタボリックシンドローム(以下メタボと省略)というものが急に世間で喧伝されるようになりましたが、大方の皆様への反応は何だこれは?のようです。わが国で古来から言われている四百四病の内にはもちろん入らず、病院に行っても治療も出来ず、薬も無いという、難病かと思えばこれが病で亡くなるという人も皆無のようで、医療を専門とする先生方の間でも途惑いに近いものがあるように思います。ところが国は昨年特別医療改革と称して、メタボを中心とした特定健康診査と特定保健指導を受けることを、40才から74才までの全国民に義務化し、実施の始まりは平成20年の4月と決めました。実施の主体責任者は皆さんが所属している共済組合ですから、皆さんは来年の4月から組合の連絡を待って、指定された医療機関に御家族ともどもメタボの健診を受けることになりました。

## メタボとは何か

体内において糖質や蛋白質、脂質などの基本的な物質の吸収生成や消費を代謝といいますが、これが合理的、スムーズでなくなり、いろいろな病気が起こり易くなっている状態を代謝異常つまりメタボリックシンドロームといいます。そして下記の状態があるとメタボの始まりの目安になります。1 へそ周りが男性85cm以上、女性90cm以上という太めのウエスト径を有している人は内臓脂肪型肥満の疑いがあり、これをメタボの始まりの第一条件として、これに加えるに 2 空腹時血糖110mg/dl以上 3 血圧130/85mmHg以上 4 中性脂肪値150mg/dlもしくはHDLコレステロール40mg/dl未満というこれらの2 3 4 の条件の内二つ以上当てはまる人はメタボに該当していると診断されます。この人たちには、将来動脈硬化を起こしやすいグループとして、食習慣の改善を中心として、運動指導も加えた特定保健指導が行われます。現在ところまだ大規模長期間にわたる研究は無いようですが、該当者は非該当者に比べ20年間で心筋梗塞が1.8倍多く、糖尿病発症も40%ほど多発する等の報告がみられます。

## メタボが何故このように重視されているのか

左記に述べましたように1 から4 までの異常値はいずれも軽微であり、個人としてはやや水位があがった程度で、あまり深刻に受け止めないのが普通でしょう。また一般の臨床医も患者さんのこれよりもっと深刻な病状に対しては積極的に対応するでしょう。しかしながら川の上流に位置する個人においては軽微な水位の上昇でも、加齢とともにいずれ重大化して、治療を始めるパーセンテージがふえてきます。多くの高齢になった人達の使う医療費は下流では集まって合算され、水位を極端に上げ、日本国の経済を破綻させるような氾濫に導くのです。

## 日本国が直面している重要課題

現在わが国が直面している重要課題のうち、特に問題になるのが少子高齢化社会の到来です。早くも今年から日本の人口のなかでは大きな部分を占めている団塊の世代が定年

退職を迎えるようになりました。社会保障の担い手がどんどん減り始めるのです。これに対応する新しく労働年齢人口になった人達は約三分の二程度しかいないようです。そしてこれは紛れもない真実ですが、人は加齢とともに多病になるのです。医療費を沢山使うようになるのです。現在年間32兆円といわれている国民医療費は近い将来50兆円にも達するといわれています。若い世代はこの社会保障費を負担しきれるのでしょうか。

嬉しいことに多くの研究者の実験では、このメタボ退治のための特定保健指導を真面目に実行すれば、比較的容易に短期間でウエスト径は数センチ位は小さくなると報告されています。私たちは勿論国の将来も大事とおもいますが、それより先私たち自身のためにメタボを退治して、元気でかつ医療費をあまり使わない健康老人になるようにしませんか。

平成19年3月14日

## 県内の労働者の安全と健康確保に関する情勢

### 1 死亡災害発生状況

高知労働局管内では、平成18年の労働災害による死亡者数は、9人で、労働災害に係る統計を取り始めてから、過去最少となりました(これまでの最少は平成15年の11人)。

業種別には、前年の9人から大幅に減少して建設業が3人でした。また、第三次産業が3人、運輸業が2人、林業が1人となっています。製造業では、3年ぶりにゼロとなりました。

労働災害による死亡者数の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
建設業	9	14	14	9	8	8	4	9	9	3
第三次産業	3	2	1	3	3	2	2	4	2	3
運輸業		2	1	2	3	3	1	1	1	2
林業	3	2	3		1	1	3	4		1
製造業	2		5	1	2	2		4	3	
その他	1				2		1	3	2	
合計	18	20	24	15	19	16	11	25	17	9

### 2 死傷災害発生状況

高知労働局管内では、平成18年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、1,159人で、前年の1,281人と比較して、122人(9.5%)の減少となりました。

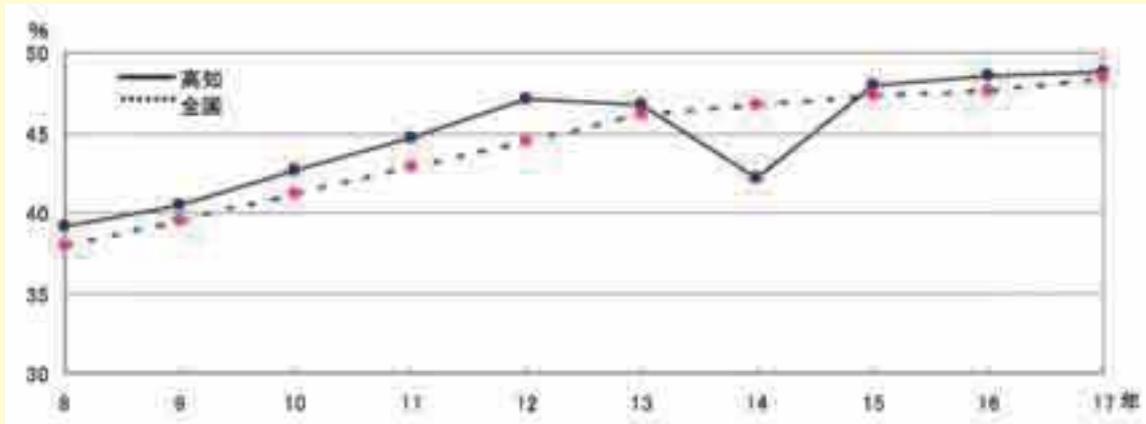
業種別では、建設業が、前年同期と比較して55人と大幅に減少して、219人でした。

### 3 労働者の健康を取り巻く状況

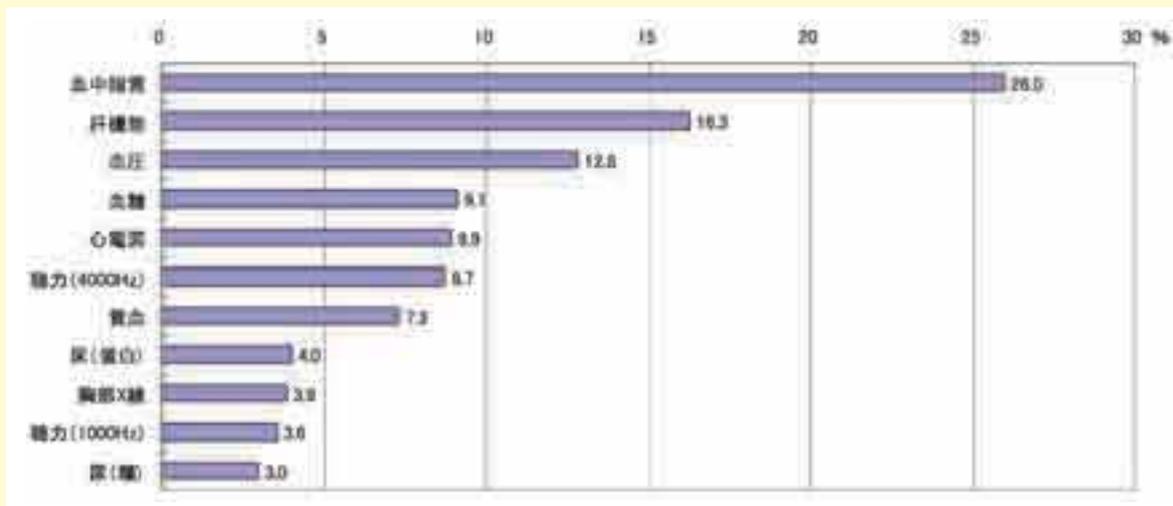
平成17年の高知県における一般定期健康診断の有所見率は48.78%となっており、中でも血中脂質、肝機能、血圧等生活習慣に関連の深い項目での有所見率が高くなっています。

また、本県においては自殺率が全国平均を上回る状態が続いています。さらには、過労死、精神障害等の労災請求が本県内でもあり、また、振動障害、じん肺、石綿関連疾患等の業務上疾病が発生しています。

## 定期健康診断における有所見率の推移



## 平成17年定期健康診断における健康診断項目別有所見率



## 4 高知労働局の取組

労働安全衛生法令の遵守をはじめとした労働安全衛生面の対策を的確に推進するとともに、事業場における自主的な安全衛生活動を促進する取組を、一層、推進してまいります。

また、健康診断の確実な実施と適切な事後措置を徹底するとともに、事業場における過重労働による健康障害対策、メンタルヘルス対策、業務上疾病等の予防対策を着実に推進してまいります。

## 男女雇用機会均等法が変わりました!

(平成19年4月1日施行)

### ～ 改正法に沿った雇用管理のため、今一度点検を～

わが国は、急速な少子化と高齢化の進行により人口減少社会の到来という事態に直面しています。そうした中であって、以前にも増して、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備することが重要な課題となっています。

このような状況の中、男女雇用機会均等の更なる推進のために、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

及び労働基準法の一部を改正する法律」(平成18年法律第82号)以下「改正法」という。)が成立し、改正法に基づく省令、指針と併せて、平成19年4月1日から施行されました。

各企業におかれては、改正法に沿った雇用管理がなされるよう、今一度点検していただき、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努めてください。

なお、主な改正点は次のとおりです。

## 男女雇用機会均等法



### 性差別禁止の範囲の拡大等

#### (1) 性別を理由とする差別の禁止

- イ 従来は、募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇について女性に対する差別だけを禁止していましたが、男性も含め性別を理由とする差別を禁止することとしました。
- ロ 「配置」についての差別に、「業務の配分」や「権限の付与」についての差別が含まれることを明記しました。
- ハ 降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨及び労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止することとしました。

#### (2) 間接差別の禁止

間接差別について定める規定を新たに設けることとしました。間接差別とは、性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由がないときに講じることがをいいます。

厚生労働省令で定められた合理的な理由がない場合、間接差別として禁止される措置は、当面は次の3つだけとされました。

- イ 労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ロ コース別雇用管理における総合職の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。
- ハ 労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること。

例えば、荷物を運搬する業務を内容とする職務について、業務を行うために必要な筋力より、強い筋力があることを募集や採用の要件とすることは、合理的な理由がない場合と考えられる例に挙げられています。



## 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止

- (1)従来は女性労働者が妊娠し、出産し、又は産前産後休業を取得したことを理由とする解雇を禁止していましたが、これに産前休業を請求したことその他厚生労働省令で定める事由を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、その雇用する女性労働者に対するこれらの事由を理由とする解雇以外の不利益な取扱い(労働契約内容の変更の強要や降格、就業環境を害することや不利益な自宅待機を命ずること、減給や賞与等について不利益な算定を行うこと、不利益な配置を行うことなど)を禁止することとしました。なお、この規定は派遣先の事業主にも適用されます。その他の妊娠・出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものは次のイからリまでです。
- イ 妊娠したこと
  - ロ 出産したこと
  - ハ 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(母性健康管理措置)を求め、または受けたこと
  - ニ 坑内業務の就業制限もしくは危険有害業務の就業制限の規定により業務に就くことができないこと、坑内業務に従事しない旨の申出、もしくは就業制限の業務に従事しない旨の申出をしたこと、またはこれらの業務に従事しなかったこと
  - ホ 産前休業を請求し、もしくは産前休業をしたことまたは産後の就業制限の規定により就業できず、もしくは産後休業をしたこと
  - ヘ 軽易な業務への転換を請求し、または軽易な業務に転換したこと
  - ト 事業場において変形労働時間制がとられる場合において1週間または1日について法定労働時間を超える時間について労働しないことを請求したこと、時間外もしくは休日について労働しないことを請求したこと、時間外もしくは休日について労働しないことを請求したこと、深夜業をしないことを請求したことまたはこれらの労働をしなかったこと
  - チ 育児時間の請求をし、または育児時間を取得したこと
  - リ 妊娠または出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったことまたは労働能率が低下したこと
- (2)妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は事業主が当該解雇が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とすることとなりました。



## ポジティブ・アクションの促進

従来は、ポジティブ・アクションを実施する事業主に対し、国が援助を行うこととしていましたが、ポジティブ・アクションの実施状況を開示する事業主への援助も行うこととしました。



## セクシュアルハラスメント対策

女性に対するセクシュアルハラスメントについて事業主に配慮義務を課していたところですが、これを措置義務とするとともに、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントに係る措置を追加することとしました。



## 男女雇用機会均等の実効性の確保

- (1)セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置について、調停及び企業名公表の対象に追加することとしました。
- (2)報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者を過料に処することとしました。

# 快適職場づくりの進め方

高知快適職場推進センター

## 快適職場づくりのポイント

快適職場環境づくりを効果的に推進するため、「労働安全衛生マネジメントシステム」の考え方を基本として事業者が自主的に「計画 実施 評価 改善」の一連のプロセスに基づいて継続的かつ組織的に職場快適化を推進することが必要です。

つまり、快適職場づくりは、内容的には労働安全衛生マネジメントシステムの「実施事項」の一部として捉えられるものであり、その快適職場づくりの実施内容を示したものが「快適職場指針」であります。

## 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されています。

**作業環境** 不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

- ・空気環境 空気の汚れ、臭気、浮遊粉じん、タバコの煙
- ・温熱条件 温度、湿度、感覚温度、冷暖房条件（外気温との差、仕事にあった温度、室内の温度差、気流の状態）
- ・視環境 明るさ、採光方法、照明方法（直接照明、間接照明、全体照明、局所照明）グレア、ちらつき、色彩
- ・音環境 騒音レベルの高い音、音色の不快な音
- ・作業空間等 部屋の広さ、動き回る空間（通路等）レイアウト、整理・整頓

**作業方法** 心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。

- ・不良姿勢作業 腰部、頸部に大きな負担がかかる等の不自然な姿勢
- ・重筋作業 荷物の持ち運び等をいつも行う作業等、相当の筋力を要する作業
- ・高温作業等 高温・多湿や騒音等にさらされる作業
- ・緊張作業等 高い緊張状態の持続が要求される作業
- ・機械操作等 操作がしにくい機械設備等の操作

**疲労回復支援施設** 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。

- ・休憩室等 畳敷きの臥床できるコーナー、男女別に設置、喫煙対策機器
- ・洗身施設 温水シャワー、風呂
- ・相談室等 相談に応ずることができる体制
- ・環境整備 軽い運動やフィットネス施設、敷地内の緑化

**職場生活支援施設** 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

- ・洗面所・更衣室等 男女別トイレの設置、十分な広さを確保
- ・食堂等 ゆったり食事のできる広さ、テーブル・椅子の形状
- ・給湯設備・談話室 喫茶コーナー、娯楽室

# 受けよう!快適職場推進計画の認定を

高知快適職場推進センター

## 快適職場推進計画の認定とは

快適職場推進計画の認定制度は、事業者の職場快適化の取組みを促進するため、「快適職場指針」に基づき事業者が自主的に作成した快適職場推進計画を、快適職場推進センターが審査し高知労働局長が、『認定』する制度です。

快適職場推進計画の認定を受けようとする事業場は、「快適職場推進計画認定申請書」の製本1通を快適職場推進センター(お問い合わせ先:TEL 088-861-5566)に提出して下さい。

なお、既に認定を受けられた事業場についても、新規の計画及び前回認定を受けた対象設備等の改善がある場合には、再度認定申請をすることが出来ます。

また、認定を受けた事業者には、「快適職場推進計画認定証」が交付されます。

多数の事業場において積極的に快適職場づくりに取り組まれ「快適職場推進計画認定申請書」の提出をして『認定』を受けましょう。

## 快適職場推進計画の認定を受けると、次のようなことが期待できます。

### (1) 安全衛生法の規定を守っている証となります。

認定を受けた事業場は、労働安全衛生法の規定を守った上で、更に快適な職場づくりに取り組んでいる証となります。

### (2) 快適職場づくりに取り組んでいることが内外に形で示せます。

事業場が認定を受けることによって、良好な職場環境を目指して積極的に取り組んでいることが明らかになり、事業場のイメージアップに大いに効果があります。

### (3) 労働災害、健康障害の防止に寄与します。

職場環境の快適化を進めることによって、機械設備等については不完全な状態が改善され、作業方法については作業負担が軽減されます。また、労働者の安全・衛生意識も高まり労働災害や健康障害の防止に寄与します。

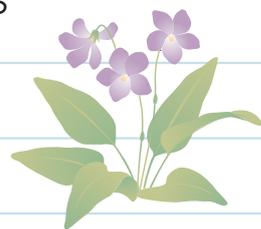
### (4) 労災保険制度の「特例メリット制」の対象となります。

労災保険制度の継続メリット制が適用される中小企業において、快適職場推進計画の認定を受け、改善に着手した場合には、申請すれば、従来のメリット制の労災保険率の増減割合を拡大した「特例メリット制(最大45%)」の対象となります。

### (5) 小規模事業場向け職場改善用機器整備等助成金の援助対象となります。

快適職場推進計画の認定を受け、安全衛生活動を行っている団体に属している中小企業の小規模事業場(労働者数50人未満)が、職場環境の快適化機器の整備をする場合に、当該機器の整備に要する経費の3分の1を限度とし、1事業場当たり  
の上限400万円までの資金援助を受けることができます。

援助が決定された事業場には安全衛生診断を受け、併せて指定の教育を受講していただきます。





## 産業医の選任で お困りではないですか

### 高知市医師会産業医部会

高知市医師会産業医部会では、現在、産業医の紹介を行っておりますので、産業医の選任でお困りの事業所は、高知市医師会産業医部会(高知市医師会事務局)をご利用下さい。

また、高知地域産業保健センターでは、50人未満の事業所を対象に、産業医による産業保健指導・講話(メンタルヘルス講話・指導も実施しております。)を無料で行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

### お問い合わせ先

**高知市医師会産業医部会**(高知市医師会事務局)

TEL 088-824-8311 FAX 088-872-7262

**高知地域産業保健センター**

TEL・FAX兼用 088-833-1248

## 事業主支援 ワークショップとは

### 高知障害者職業センター

障害者や休職者の雇用管理について、企業の担当者同士がグループワーク方式で意見交換を行うことによって、課題を整理し解決の糸口をつかむきっかけとさせていただく場です。高知障害者職業センターのカウンセラーが進行役となり、小人数で、和やかな雰囲気ですすめます。

また、雇用管理に役立つ情報の提供や課題解決のための助言を行います。

**第1回復職支援ワークショップ**は高知産業保健推進センターとの共催で**7月5日(木)**に行います。(P.16を参照)

### お問い合わせ先

**高知障害者職業センター**

TEL 088-866-2111 / FAX 088-866-0676

# 産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成19年6月から平成19年10月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

## 記

- 会 場 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室( No 3を除く )
- 定 員 30名。但し事業場訪問による研修( No.3 )のみ20人。
- 申込期限 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 申 込 17頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。

No.	日 時	研修内容・講師( 予定 )	単 位 ( 申請中 )
3	平成19年6月21日( 木 ) 14時00分 ~ 16時00分	<b>事業場訪問による研修</b> 場所:株技研製作所( 高知市布師田3948番地1 ) 講師 高知産業保健推進センター所長 大原 啓志 高知産業保健推進センター 基幹相談員 門田 義彦 高知産業保健推進センター特別相談員 杉田 由紀	生涯実地 2単位
4	平成19年7月12日( 木 ) 14時00分 ~ 16時00分	<b>労働時間法制と産業保健法制の変遷</b> 講師 白尾 香 高知労働局労働基準部 部長	生涯更新 2単位
5	平成19年8月4日( 土 ) 14時00分 ~ 16時00分	<b>職場の衛生管理 ~ 産業医活動からの展開 ~</b> 健康診断、職場巡視等の産業医活動が作業管理、作業環境管理等の職場の改善などに繋がった事例について、その経過や工夫したこと、苦労したことなどを交えて紹介する。 講師 氏家 睦夫 氏家内科医院院長 労働衛生コンサルタント	生涯専門 2単位
6	平成19年9月27日( 木 ) 14時00分 ~ 16時00分	<b>産業歯科保健の現状</b> 産業歯科保健の現状は、酸による歯の健康診断などが位置づけられていたが、歯周病と生活習慣病の関係が明らかになるほど、産業現場での重要性が増している。それらの知見や日本産業衛生学会産業歯科部会などの活動について紹介する。 講師 渡邊 達夫 元岡山大学 教授	生涯専門 2単位
7	平成19年10月13日( 土 ) 14時00分 ~ 16時00分	<b>職場改善の実際 ~ 人間工学の立場 ~</b> スライドの供覧による現場での課題について、グループ討議によって問題点を検討し、具体的な改善方策を検討する。グループ発表のあと関連する事項に関する講義を行う。 講師 宇土 博 広島文教大学 教授	生涯実地 2単位

## 産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成19年4月～平成19年9月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- 会 場 高知県高知市本町4・2・40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- 定 員 30名
- 申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申 込 17頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
2	H19.5.22 (火) 14:00～ 15:00	<b>労働衛生行政の動向と展開</b>	白尾 香 高知労働局労働基準部長
		法改正を含めて	
3	H19.5.22 (火) 15:00～ 16:00	<b>改正男女雇用機会均等法のポイント</b>	荒木 治美 高知労働局雇用均等室長
		性別による差別禁止の範囲の拡大	
4	H19.5.30 (水) 13:00～ 16:00	<b>AEDの取扱講習</b>	高知市消防局救急救命士
		<b>定員に達しました</b> 心臓に電気ショックを与えて救命を図る自動体外式除細動器の取り扱いについて	
5	H19.6.13 (水) 14:00～ 15:30	<b>メタボリックシンドロームへの流れ</b>	坪崎 英治 高知検診クリニック院長 (基幹相談員)
		成人病検診から始まって生活習慣病へ、さらには過重労働による健康障害防止対策とメタボリックシンドローム対策へ流れは遂にここまで来た。	
6	H19.6.25 (月) 14:00～ 15:30	<b>ドライバーの健康管理</b>	五十嵐 恵子 高知県総合保健協会保 健業務課長(基幹相談員)
		運転業務の注意点と疲労防止について	
7	H19.7.17 (火) 14:00～ 15:30	<b>職場の受動喫煙対策について</b>	北川 隆夫 細木病院 内科部長
		タバコ煙中のダイオキシン、ポロニウム201、砒素などの情報に加えて禁煙者自身のメンタルへの影響、受動喫煙の健康への影響、職場の受動喫煙対策について。	

8	H19.8.1 (水) 14:00～ 15:30	<b>メンタルヘルス対策～職場でできるカウンセリング～</b>	森 由枝 森社会保険労務士事務所 所長(基幹相談員)
		厚生労働省によると悩みの第一原因は職場の人間関係の悩みであるとデータが示しています。この悩みの状態にあるものを整える方法の一つに「対話」があります。思いを言葉に表わし受け止めたことを伝える傾聴を職場で実践してみませんか。	
9	H19.8.16 (木) 14:00～ 15:30	<b>職場の騒音管理について</b>	川村 清雄 (株)東洋技研・環境技術センター技術顧問(基幹相談員)
		騒音へのばく露による聴力障害は直接生命に関わることはないが失われた聴力の回復はほとんど不可能であると言われてしています。騒音障害防止について、作業環境管理のための測定に基づく評価と対策、騒音設備の改善、耳栓など防音保護具の使用についてお話致します。	
10	H19.9.7 (金) 13:30～ 15:00	<b>睡眠障害とメンタルヘルス</b>	伊藤 高 いとくクリニック院長 (基幹相談員)
		睡眠障害、特に睡眠不足はうつ病のリスクファクターである。そのため、過重労働の目安の一つともなっている。十分に質の良い睡眠の必要性と対策について、考えてみる。	
11	H19.9.20 (木) 14:00～ 15:30	<b>呼吸用保護具を使用する際の注意点</b>	中西 淳一 東洋電化工業(株)環境部研究開発課 課長 (基幹相談員)
		呼吸用保護具として、特に防じんマスク、防毒マスク、送気マスクを使用する際の注意点について解説	

## 産業看護職研修会のご案内

当センターでは産業保健研修の一環として、主に保健師・看護師を対象とした産業看護職研修会を開催しています。内容的には保健師・看護師向けのものとなりますが、保健師・看護師以外の職種の方からの参加も募集していますので、お気軽にご参加下さい。

なお、研修会場・定員・申込期限・受講料・駐車場に係る事項・申込方法等は、14頁の産業保健セミナーの条件と同様ですので、そちらの方を併せてご参照下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
1	H19.5.19 (土) 14:00～ 15:30	<b>安全配慮義務</b>	新日本製鐵(株) 君津製鉄所労働部診療所 宮本 俊明
		安全配慮義務の立場から事業場の健康管理に求められることについて、生活習慣病やうつ病などを事例として解説します。	
2	H19.6.16 (土) 14:00～ 15:30	<b>職場復帰支援</b>	高知県精神保健福祉センター 所長 山崎 正雄
		従業員の職場復帰やそのシステムについて、事例を持ち寄り、情報や意見の交換をしたいと考えています。特に職場復帰のシステム化を進めてきた事業場の参加を期待しています。	
3	H19.7.10 (火) 16:00～ 17:30	<b>衛生管理基礎講座～衛生3管理と衛生委員会～</b>	高知産業保健推進センター 所長 大原 啓志
		事業場衛生管理の諸活動について学ぶシリーズを予定しています。テーマは参加者の要望によって決めますが、今回は平成18年4月の労働安全衛生法改正で審議事項が追加された衛生委員会について考えます。	

# 復職支援ワークショップのご案内

(共催 高知障害者職業センター)

うつ病などによって長期休職する人たちを、どのように円滑に職場復帰させればいいのか悩んでいる企業の担当者も多いのではないのでしょうか。そうした問題を解決する方法を学ぶため、以下のとおりワークショップを開催します。

## 1 ワークショップテーマ:うつ病等による休職者の復職支援

2 概要:職場復帰や雇用管理について企業担当者同士で意見交換を行った後、高知障害者職業センターで行っている復職支援の取り組みや復職した事例をご紹介します。また、個別でのご相談にも応じます。

3 講師:松原 孝恵(高知障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー)

4 日時:平成19年7月5日(木)14:00~15:30

5 場所:高知産業保健推進センター 研修室(高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F)

6 定員:30名

7 申込:17頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂く、当センターHPよりお申し込み下さい。

\* \* \* \* \*

## 平成19年度 産業保健相談員勤務表

平成19年4月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第二	樋口 (労働衛生関係法令)		坪崎 (産業医学)	森岡 (産業医学) 労働衛生工学 相談員	町田 (産業医学)
第三		森木 (産業医学)	森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第四	樋口 (労働衛生関係法令) 五十嵐 (保健指導)			労働衛生工学 相談員	熊野 (産業医学)

1 相談時間は、全て13:00~17:00までとなっております。

2 木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でローテーションしております。

## 産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会及びセミナー

番号	開催日	テーマ	センター受付番号
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業種			
所在地	〒 -		
連絡先 電話番号	( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人) - -	Fax	( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人) - -
E-mail	( <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人 )		
所属部署		職名	
職種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 衛生管理者・推進者 <input type="checkbox"/> 労務管理担当者 <input type="checkbox"/> 産業保健機関 <input type="checkbox"/> その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会を申込の方のみ記入**をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

\_\_\_\_\_ 殿

お申し込み頂きました産業医学研修会・産業保健セミナーの件につきまして、

参加を受付しました。  
(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

# 高知産業保健推進センター 相談員のご紹介

## 1 基幹相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	森岡 茂治	老人保健施設シルバーマリン 医師	じん肺、保健指導、健康管理	第2・木曜日
	熊野 修	高知北病院副院長	筋骨格系疾患	第4金曜日
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害	第1・2水曜日
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析	第3火曜日
	町田 健一	高知病院医師	呼吸器、内科	第2金曜日
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学	木曜日ローテーション
	中西 淳一	東洋電化工業(株)環境部 研究開発課 課長	労働衛生工学	
	川村 清雄	(株)東洋技研技術顧問	労働衛生工学	
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス	第1・3金曜日
労働衛生関係法令	樋口 悠紀夫	元高知労働基準監督署長	労働衛生関係法令	第2・4月曜日
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング	第1・3水曜日
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健業務課長	保健指導	第4月曜日

## 2 特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	杉原 由紀	高知県総務部職員厚生課	保健指導	
メンタルヘルス	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス	
	徳平 繁行	一陽病院院長	メンタルヘルス	
	久保田 聡美	近森病院総看護師長	メンタルヘルス	
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学	
	江淵 有三	江淵歯科診療所院長	歯科	
	奴田原 淳	奴田原歯科医院院長	歯科	

## 3 地域相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	高知 島本 政明	島本病院院長	消化器	
	高知 古賀 眞紀子	早明浦病院院長	小児科	
	須崎 田村 章	田村外科院長	一般外科、消化器外科	
	中村 清谷 知郎	清谷医院院長	メンタルヘルス	
	安芸 楠瀬 賢三	楠瀬医院	内科	

## 「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について

### 概要

センターでは2007年2月より、原則として毎月1日にメールマガジンを配信しています。その主な内容は、相談員のアドバイス、産業保健 Q&A、労働災害の事例、事業内容やトピックス、研修・セミナー等の情報、ビデオ等新着教材の紹介等になります。当センターのホームページで詳細をご確認頂けるものですが、定期的チェックの機会としてのご活用を頂けたらと思います。

なお、このメールマガジンは、当センターホームページとは別に weblog「こうちさんぽ weblog」を用いて運用・配信し、そこに投稿された記事をメールマガジンとして受け取る事ができる仕組みです。

そのメールマガジンの配信のタイミングは、毎日1回配信されるというものではなく、こうちさんぽ weblog の記事の更新が行われた場合、その翌日の午前10時ごろに登録された購読者宛にメールマガジンが自動的に配信されます。

### 購読方法

以下のサイトから購読登録をお願いします。なお、購読解除もオンラインで可能です。

こうちさんぽメールマガジン購読案内URL : <http://www.kochisanpo.jp/mailmagazine/index.html>

なお、Emailが受け取れない環境にある方に対しては FAX にてメールマガジンを送信するサービスも行っておりますので、FAXでの購読をご希望の方は、以下の連絡表にてお申し込み下さい。

高知産業保健推進センター殿

**FAX 088-826-6151**

こうちさんぽメールマガジンFAX購読希望連絡表

平成 年 月 日

配信希望先FAX番号 :		
氏名(ふりがな)※必須	勤務先名・所属部課名等※必須	電話番号(勤務先電話番号)※1
( )		
住所※1 (勤務先所在地)		
職種	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 一般医師 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者 <input type="checkbox"/> 産業看護職 <input type="checkbox"/> 労務担当者 <input type="checkbox"/> 一般労働者 <input type="checkbox"/> その他( )	

※1: 配信不能になった時の連絡先として使用いたします。

高知産業保健推進センター TEL 088-826-6155  
 〒780-0870 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 4 階  
 ホームページ <http://www.kochisanpo.jp/>

# 深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内



## 深夜も頑張る あなたが、 明日も元気で いられるように。

深夜業務の方のための  
助成金があります。

### ご存じですか？健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生涯命がけられるのは、元気な身体があつてこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

#### ◆支給対象者

### 深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時に  
かかる方も含まれます

1 常時使用される労働者

2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

#### ◆助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の  
3/4に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※人間ドックにもご利用できます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

厚生労働省・ 独立行政法人労働者健康福祉機構  
[www.rofuku.go.jp](http://www.rofuku.go.jp)

職場の  
かかりつけ医が  
いると  
**安心**です。



小規模事業場(50人未満)が  
共同して産業医を選任すると  
**助成金が支給**されます。

**産業医共同選任事業**  
(小規模事業場 産業保健活動 支援促進助成金)

## 都道府県産業保健推進センター

厚生労働省・ 独立行政法人労働者健康福祉機構

### 産業医共同選任事業

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金)

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、その医師の行なう職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、従業員の健康管理等を促進することを奨励するための助成金です。

申請要件

2以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。

以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり表のとおりで、事業場

の規模に応じて支給します。支給期間は3か年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

要請先

高知産業保健センター

高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

☎826-6155

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

# 高知産業保健 推進センターの業務

## 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



**CONSULTATION**

## 情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



**INFORMATION**

## 研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



**STUDY**

## 広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



**SEMINAR**

## 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



**RESEARCH**

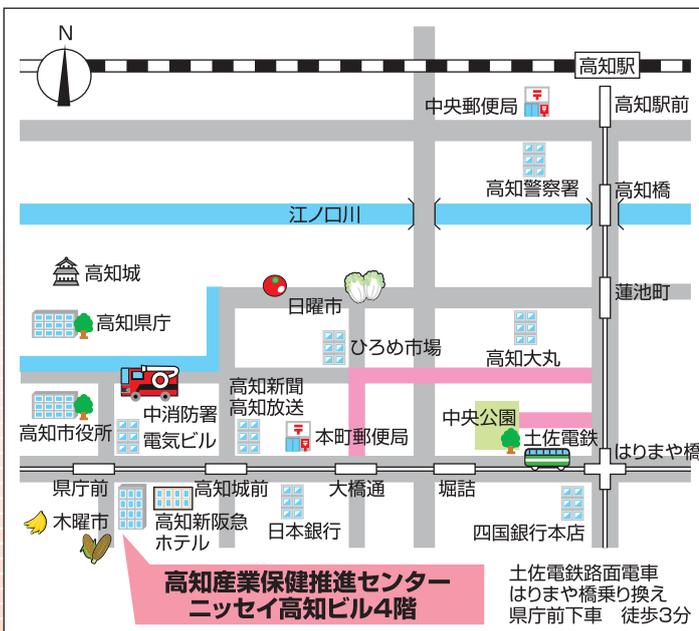
## 助成金の支給

労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。

深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



**SUBSIDY**



**無料  
です**

**ご利用いただける日時**

休日を除く毎日 AM9:00 ~ PM5:00  
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)



独立行政法人労働者健康福祉機構

**高知産業保健推進センター**

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階

TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

Eメール

[info@kochisanpo.jp](mailto:info@kochisanpo.jp)